

【特集】

第 67 回例会

「第 65 回例会『新しい日本目録規則 (NCR2018) から見えてくる未来』」のその先

【目次】

第 67 回例会の趣旨と意義について

伊藤真理・田島克実 1

典拠コントロールを問い直す：NCR2018 と FRBR

谷口祥一 2

例会傍聴記

信時裕子 7

事務局だより

10

第 67 回例会の趣旨と意義について

伊藤 真理・田島 克実

(愛知淑徳大学・株式会社トッカータ)

2018年11月17日(土)に実施した第65回 IAML 日本支部例会では、「新しい日本目録規則 (NCR2018) から見えてくる未来」と題して、2 回構成の例会として企画しました。当企画では、「2018年12月のNCR2018の刊行に先駆け、IAML 日本支部が協会の基本姿勢に則り、現在に至る目録の背景を再確認したうえで、国内の音楽資料目録の標準化を推進するためにも、既に公開されているNCR2018の情報をもとに、また国際標準RDAとの互換性を意識した目録形式により実際にサンプルを作成することも含めての解説を試み”(本誌65号)ることを目標としました。また、第65回は株式会社トーハン

「図書館ブックフェア2018」の特別セミナーと位置づけました。当企画をご支援いただいたトーハンで作成されている書誌レコードMARCは、国立国会図書館が作成するJAPAN MARCの参照MARCとして提供されており、本テーマにも深く関わるからです。

奇しくも本誌で信時氏をご指摘なさっていらっしゃるように、昨今のメタデータ作成を取り巻く環境では、図書館が自館で書誌情報の作成を担うことが減少しています。当例会においても図書館協会のイベントとはいえ広く図書館や出版関連業者と情報共有することが大事であると考えています。そのため本企画は、目録業務に携わる方だけでなく、日常的に目録を通して図書館サービスを利用されている方々が興味を持ってご参加頂けることを意識して、今後も作成・蓄積を続けていく音楽資料目録データベース(MARC・典拠)の方向性を探ることを趣旨としました。

2回目にあたる第67回例会では、NCR改訂で特に重視されている典拠コントロールに改めて着目し、メタデータ研究の第一人者でいらっしゃる慶應義塾大学文学部教授谷口祥一氏を講師としてお迎えしました。当日は様々な機関から多くの参加があり、NCR2018への関心度の高さを示していたように思います。上述の通り、本企画の趣旨は書誌情報作成について、カタログだけの狭い世界ではなくその利用者まで広

げていくことを目指しています。書誌作成は作成者だけが知っていれば良いことではなく、目録を利用してサービスを担当する人、日常的に目録を利用する人たちにも是非ご理解いただきたいのです。

このように、今例会でも引き続き多様な参加者を意識しているわけですが、これは当支部の一つの役割であろうと理解しております。第 65 回では、“トーハン図書館事業部松木部長様から図書館・学校等の SDGs (持続可能な開発目標・事業計画) 対応へのサポート体制についての説明も頂きました。持続可能な社会を実現するための重要な指針の策定は、国内における国際標準の目録業務の継続・蓄積のためにも重要であり、共通の理念”(同上) だからです。このことは、今例会での谷口氏のご講演のなかで示された“個別館 OPAC は今後も必要か”という問いや、著作典拠コントロールでの作業者を支援するシステム機能等の開発の提案などからも確認できたのではないかと思います。

当支部の大多数を占める会員である音楽学研究者の方々や大学生、団体会員である音楽分野の情報サービスを提供している図書館へ、国際的な音楽コミュニティの動向、専門技術や知識を提供することが当支部の使命です。書誌情報作成に関わるトピックは、どの分野でもその活動において直接的・間接的につながっています。冒頭でもふれましたが、外部委託が進む図書館では、自館での人材育成が年々困難になりつつあります。図書館と当支部との協働が不可欠であることを改めて認識しております。

今例会では順天堂大学お茶の水キャンパスの教室をお借りしました。大学のご厚意により気持ちよい施設での例会開催ができましたこと、またお手配くださいました支部長にこの場を借りてお礼申し上げます。

(いとう まり・たじま かつみ)

典拠コントロールを問い直す： NCR2018 と FRBR

谷口 祥一
(慶應義塾大学文学部)

1. はじめに

本発表では、典拠コントロールに今後われわれはどのように取り組むべきか、現在改めて問い直されている時期との認識の上に立って、典拠コントロールを巡る状況の確認と共有、そして発表者なりの提言の提示を試みたものである。

まずは、いくつかの問いから始める。みなさんはこれらの問いにどのように答えるであろうか。

Q1：著者名の典拠コントロールは有効か？

Q1-1：現在の目録において？

Q1-2：将来（20 年後）の目録において？

Q2：著作の典拠コントロールは有効か？

Q3：件名（統制語彙）による主題表現とその典拠コントロールは有効か？

Q4：典拠コントロールのコスト（経費、労力）は、その有効性に見合っているか？

Q5：利用者は典拠コントロールの恩恵にあずかっているか？

Q6：個別館における OPAC（自館用の書誌データ検索システム）は、典拠コントロールの成果を有効に活用しているか？

Q7：個別館 OPAC は今後も必要か？

Q7-1：サーチエンジン（Google, Google Scholar など）が代替し、個別館の資料管理システムに誘導するのか？

Q7-2：Web スケール・ディスカバリーシステム（と個別館所蔵データ）による検索シス

テムが代替するのか？

Q8：われわれが今なすべきことは何か？

前提条件を置かない幾分乱暴な問いではあるが、こうした問いに自信をもって答えることは、正直なところかなり難しい。それでも、これらの問いに真摯にかつ継続的に向き合う姿勢が大切と発表者は考える。

本発表で主対象とする NCR2018（日本目録規則 2018 年版）や FRBR が目指す方向性は、大まかにいえば詳細（包括的、網羅的）かつ構造化された高品質なメタデータの作成とまとめられよう。しかし、それを実施するための効率的なメタデータ作成や、作成されたメタデータの効果的な提供（高機能・多機能な検索システムの提供や、よりオープンな公開・提供）などには、NCR2018 や FRBR を超えて別途の方策が必要となる。NCR2018 と FRBR は、あくまでも全体を構成する要素の一部分に過ぎない。しかし同時に、全体を動かしていく重要な歯車の 1 つであることも事実であり、それらを起点にして典拠コントロールのあり方を問い直す契機としたい。

なお、典拠コントロールとは、“典拠データを通して、統制形アクセス・ポイントの一貫性を保つように管理する作業。”（NCR2018 用語解説）であり、そこでの統制形アクセス・ポイントとは、“一群の資料に関するデータを集中するために必要な一貫性をもたらすアクセス・ポイント。（中略）典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントとがある。”とされている。実際には、設定した範囲内で一意性をもつ識別子（identifier）としての典拠 ID が不可欠であり、これまでの「統一標目形」と呼ばれてきた典拠形アクセス・ポイント（典拠形 AP）では、必ずしも一意性を備えた形になり得ない点を確認しておきたい。もちろん、名称の

形を自由に調整できる統制語彙による主題件名の場合には、一意性をもたせることは可能である。

それでは、典拠形 AP の役割はといえば、典拠 ID（識別子）に対するラベルとの位置づけであり、典拠データを参照せずに、対象とする事物の同定識別をある程度可能にするという限定されたものと捉えるべきである。実際には、典拠 ID、典拠形 AP、異形 AP、さらにそれら以外のデータ項目といった一群の要素から構成される典拠データと、他の典拠データとのリンク、書誌データとのリンクという情報が重要である。

2. 概念モデル

対象とする書誌的世界（目録が対象とする世界）の概念モデルにおいて、パリ原則（1961 年）における目録の機能宣言に対応する概念モデルが、FRBR（「書誌レコードの機能要件」1998 年）の出現によって大きく変革された。パリ原則が描く書誌的世界は、「著者」－「著作」－「資料（図書）」という構成を取り、これに「主題概念」が加わるものであった。それに対して、FRBR は実体関連モデルによるモデル化を図り、目録が対象とする事象を第 1 グループ（著作－表現形－体现形－個別資料）、第 2 グループ（個人、家族、団体）という実体群をもって定義し、両グループの実体間に包括的に関連を設けたモ



講演者 谷口氏

デルとした。実体「著作」は「個人」等によって「創造される」とし、「表現形」は「個人」等によって「実現される」としている。FRBRの核心は、パリ原則において「著作—資料（図書）」としていた部分を、「著作—表現形—体现形—個別資料」という4つの実体とその属性群によってモデル化した点である。さらには、著作間、表現形間など、同一実体レベルの関連を包括的かつ体系的に整理したことにもある。加えて、これら実体および関連に対する利用者タスクを、発見、識別、選択、入手というタスク群として提示した。

このようにFRBRは典拠コントロールと呼んできた範囲も包含したモデルであったが、典拠データの特性を明示的にモデル化する目的で、その後FRAD（2009年）と、主題典拠データに限定したFRSAD（2010年）が公表されている。これら3つの概念モデルが描いた典拠コントロールとは、書誌データと同程度に明確な位置づけをもち、かつ構造化された典拠データとそれらとのリンクであった。

その後、3つのモデル間の整合性の脆弱さをなくす目的で見直しが進められ、最終的には新たなモデルであるIFLA Library Reference Model (IFLA LRM; 「IFLA 図書館参照モデル」) が2017年に公表されるに至った。FRBR等と同じく、実体関連モデルを用いてモデル化がなされており、内的な整合性を重視した結果、抽象度が高い（それゆえ汎用性のある）モデルとされている。FRBR第1グループ実体群はそのまま継承されているが、第2グループに相当する実体群は「行為主体」とその下位実体「個人」および「集合的行為主体」に再構成されている。また、典拠コントロールに直接関わる名称に対して実体「Nomen」を設け、これが他のすべての実体と関連「呼称をもつ」によって結びつけられるとしている。各実体の属性、実体

間の関連も汎用的な最低限のものに限定して採用しており、「図書館参照モデル」と言いつても、図書館目録の固有性が見られるのは、著作から個別資料までの実体設定のみではないかと発表者は受け止めている。いずれにせよ、典拠コントロールに関わる部分の位置づけと重要性はIFLA LRMにおいても変更はない。

3. 記述規則、ガイドライン

概念モデルがFRBRに置換されたことを受けて、次に変革が行われたのは、対象とする事物（個別インスタンス）の採用基準や記述の要素の扱いなどを定める記述規則・記述ガイドラインであった。その先鞭をつけたのはRDA (Resource Description and Access) である。策定には紆余曲折があったものの、FRBRとFRADに完全準拠した記述規則として2010年に公開された。それ以前の英米目録規則とは、典拠コントロールに関わる部分を含めて、大きく異なるものとなった。

RDAは公開後も継続的に改訂が加えられており、オンライン版であるRDA Toolkitにおいて更新がなされている。さらには、現在、IFLA LRMへの対応を含めて再構成(3R)プロジェクトが進行しており、再構成後のものは、同Toolkitのベータ版として公開されている。

主要な欧米等の図書館では既にRDAを採用しており、採用に当たってはそれぞれの適用細則とも呼びうるものを定めている。というのは、RDA自体では個々の事項について複数の選択肢が規定されている場合が多く、そうした取り扱いについて事前に決定しておく必要があるからである。米国議会図書館とその協同プログラムであるPCCは、LC-PCC方針と名付けられた適用細則を定め運用している。

一方、わが国の日本目録規則も同様にFRBR等への対応が以前から検討され、最終的には

NCR2018 という新たな記述規則の制定に至った。現在、冊子および PDF ファイルとして公開されている。RDA と同様に FRBR 等への完全準拠をうたっており、その結果としての典拠コントロールの明確な位置づけと、著作を含めてその対象範囲の大幅な拡大が規定化されている。同時に RDA との相互運用性の確保が意図されており、そのエレメントは RDA エレメントと 1 対 1 の対応づけがなされている。他方、日本の諸事情への配慮、具体的には日本の出版状況や目録慣行への配慮あるいは日本語の「読み」の扱いなど、RDA とは異なる扱いを本則とする箇所がある。典拠形 AP についても、個人の場合、日本人名称は「漢字および（または）仮名」による表示形に、「読み」を加えたもの（例：「園部, 三郎 || ソノベ, サブロウ, 1906-1980」）となる。著作の典拠形 AP は、これに著作の優先タイトルを加えて、「園部, 三郎 || ソノベ, サブロウ, 1906-1980; 山住, 正己 || ヤマズミ, マサミ, 1931-2003. 日本の子どもの歌 || ニホンノ コドモ ノ ウタ」のようになる。このような複数個人・団体を創作者とする著作の典拠形 AP には、RDA とは異なる扱いが見られる。

NCR2018 はようやく完成に至った段階であり、現時点での本格的な採用機関もなく、未だ未成熟な部分が残されているといえよう。NCR2018 を適用した具体的な事例の収集と作成、そして蓄積を急ぐ必要がある。IFLA LRM と RDA ベータ版への対応などは未確定である。

また、RDA 同様、NCR2018 は多数の選択肢の集積体であり、採用機関側による適用細則が不可欠である。加えて、ガイドライン的指示しか記載がなく、著作の具体的な同定基準などの作成と調整が必要となる。典拠コントロールの有効性を増大させるためにも、古典著作や音楽作品などの扱いに関して少なくとも国内の機関間で調整し統一すべき問題と考える。こうした

点も含めて、ともに NCR2018 を育んでいくという考え方を関係者の間で共有していくことが肝要と考える。

4. メタデータスキーマ

記録するデータ項目を組み立てメタデータレコードを構成するメタデータスキーマについては、残念ながら、RDA あるいは NCR2018 に対応したものがない状況にある。つまり、RDA/NCR2018 のエレメントとその関係をそのまま受け入れ表現できるスキーマが策定されていない。

現時点では、RDA によるメタデータ作成においても、従来 of MARC21 を継続して使用しており、RDA エレメントから MARC21 データ項目（フィールド、サブフィールド）へマッピングした上で記録している。以前の英米目録規則の場合も、同様にマッピングして用いられてきたとはいえ、RDA エレメントと MARC21 の開きは大きく、そのため RDA によるメタデータ作成が持つ表現力を生かし切れず、スキーマとして限界がある。RDA/NCR2018 エレメントから MARC データ項目に「多対 1」のマッピングとなる部分があり、こうした場合には、元の RDA/NCR2018 エレメントの意味が示せないことになる。あるいは、NCR2018 による著作の典拠形 AP を、現行の MARC21 は単一データ項目で素直に記録できない。これは MARC21 が欧米の伝統である基本記入の考え方を継承していることによる。このように MARC21 の活用は、あくまでも暫定的利用と理解されている。

並行して、MARC21 に代わる、RDA 等によるメタデータを記録し表現するためのスキーマが検討されているが、難航している状況にある。最有力候補とされているのが、MARC21 の策定・管理機関である米国議会図書館自身が提案している BIBFRAME である。これは、RDA メタデ

ータを作成し交換・共有するためのスキーマを意図するとどまらず、RDA メタデータ以外の図書館目録メタデータや出版流通業界作成メタデータ、利用者作成メタデータなど、情報資源に対する多様な記述メタデータの変換先すなわち交換・共有用スキーマとすることが意図されている。そのため、独自の概念モデルに基づくスキーマとされており、逆に RDA メタデータを素直には表現できない仕様とされている。こうしたスキーマを RDA メタデータ作成に用いることは不可解であり、今後の再検討を期待したい。

発表者は、メタデータスキーマはあくまでも記述規則に従属すべきであり、RDA/NCR2018 が定めるエレメントとその値、エレメント間の関係を適切に表現できること、それゆえ作成されたメタデータが「著作—表現形—体現形—個別資料」（またはそれに相当する構成）をもって表現できることが要件と考えている。これに最も近いのが、RDA Registry に登録された RDA 語彙（RDF のクラスとプロパティによる定義）を拡張してスキーマを構成することと考えている。ここでの拡張とは、構造化した値の表現が可能となるようにすることなどを指している。NCR2018 用のスキーマについても同様である。なお、メタデータ作成用と外部提供用のスキーマを分けて設定することは可能であり、必要な時点で作成用スキーマから BIBFRAME



例会の様子

など他の（場合によっては複数の）スキーマにメタデータを機械的に変換して外部提供することを含めた検討が有効である。ただし、変換先スキーマの構成によっては、当然ながら変換の過程で情報の損失というリスクが伴う。

5. 典拠作業、典拠データの活用

概念モデル、記述規則、そしてメタデータスキーマという一式がそろった段階での典拠データ作成と典拠リンクの形成には、そのための支援システム、実施体制、連携協力など、複数レベルにおける複数の方策の採用と導入が必要となる。わが国における NCR2018 の採用に焦点を当てると、国立国会図書館は 2021 年 1 月から採用することを決定しており、著作への典拠コントロールの当初の適用範囲も明言している。音楽作品等を重点的に扱う一部の図書館などを除いて、これまでわが国では実績がない著作の典拠コントロールへの本格的な着手となる。他の主要な書誌・典拠データ作成機関もこれに追随することが予想される。

そうした状況においては、重点的に著作典拠コントロールを適用すべき範囲の見極めと注力化が得策と考える。NCR2018 は全著作への典拠コントロールをうたっているが、現実的にはどのような資料群に対して優先的に著作の典拠コントロールを適用していくべきか、検討と調整が必要である。図書館界内部での連携協力を増強し、国立国会図書館のみでは限界がある著作典拠データ作成と書誌データとのリンク、それらの公開・共有を、効率的かつ包括的に進めていくことが必要かつ有効である。それによって、より広範な著作を順次対象とすることや、既存書誌データに対する典拠リンクを含めていくことなども具体化されよう。つまり、新たな典拠データ作成・提供・共有体制の整備ともいえる。

他方、連携協力といっても、図書館界と外部コミュニティでは著作等に対して異なる見方がありうる点を併せて理解すべきである。出版流通関連機関が著作の典拠コントロールに関心を寄せるとは考えにくいし、また権利主体による著作の捉え方は図書館とは異なる可能性がある。つまり、著作といっても異なる単位の異なる識別子などの付与がありえる。外部コミュニティで管理されている識別子や典拠データの適用・活用の可能性はあるが、分担・共有は困難であろう。

また、著作の典拠コントロールについては、特に既存書誌データ（RDA/NCR2018適用以前のデータ）からの著作の抽出・照合・統合を行い、作業者を支援するシステム機能等の開発が有効と考える。最終的には人手による判定が不可欠であるが、機械学習を含め、複数方式を組み合わせて有効な作業支援とすることができると考え、発表者も微力ながら、この課題に取り組んでいる。これは機械的に著作の抽出・照合（名寄せ）などを実施し、著作単位の検索・表示機能を実現するというOPACのFRBR化（FRBRization）の課題とも共通する。

次に、典拠データの活用に関しては、検索システム（OPACなど）における典拠データ活用の不十分さを先ず指摘しておきたい。現時点では著者名と件名の典拠コントロールに限定されるとはいえ、網羅性や一貫性の欠如など、典拠コントロールの不十分さの反映なのか、OPACでは控えめな活用にとどまる。典拠データを活かした方向での検索システムの強化が必要と考える。たとえば、検索結果表示画面におけるヒットした書誌データの簡略一覧表示において、検索語にヒットした典拠データの典拠形APとそれにリンクする書誌データ数、さらには典拠データ自体へのリンクなどを、画面上部の目立つところに表示するなどして、利用者に典拠コ

ントロールの成果を可視化する（前面に出した見せ方をする）ことが試みられてもよいのではないかと考えている。

あるいは、個別館の書誌データへの典拠コントロールの一括適用として、ISBNや全国書誌番号などを照合キーとして、典拠形APのない（あるいは、それが一貫していない）書誌データに対して、書誌-典拠リンクの一括追加・更新を図ることも試みられてよいのではないかと考える。

最後に発表をまとめると、典拠コントロールの意義とその実現の方向性を継続的に問い直し、実現に向けた努力や協力を積み重ねていくことが肝要と考える。

（たにぐち しょういち）

例会傍聴記

信時 裕子

（東京音楽大学付属図書館）

IAML第67回例会は、2018年に行われた第65回例会に続く企画として、「第65回例会『新しい日本目録規則（NCR2018）から見えてくる未来』のその先へ」の題目のもと、2019年11月2日（土）に、順天堂大学お茶の水キャンパスに於いて開催された。今回は、慶應義塾大学文学部人文社会学科（図書館・情報学系）の谷口祥一教授を講師にお迎えし、「典拠コントロールを問い直す：NCR2018とFRBR」の講演タイトルで、1時間余りにわたるお話があった。谷口教授は、情報組織化、情報資源組織化等を

研究領域とされてきたほか、2019 年 4 月から、日本図書館協会目録委員会委員を務められている。

講演の最初に、谷口教授が会場に投げかけた質問は「著作（音楽作品を含む）の典拠コントロールは有効か？」「利用者は典拠コントロールの恩恵にあずかっているか？」というものだった。音楽作品はとくに典拠コントロールがなければ、必要な資料に到達できないことが多く、東京音楽大学附属図書館でも、試行錯誤を重ね、音楽作品の典拠コントロールを行っている。利用者はあまり意識していないかもしれないが、典拠コントロールの恩恵を受けている、と言ってよいと思う。ただ、利用者が「直感的に」操作した場合に、常に最もふさわしい資料に到達できるとは言い難く、丁寧な利用指導が欠かせない。

さて、私個人は、RDA、FRBR などという言葉聞きかじってはいたものの、実際の図書館内、目録の現場では、まだその具体的な運用は進んでいないため、あまり勉強してこなかった。そこで、今回の内容について、私なりに理解したことをまとめておきたい。

私たちが今まで図書館で維持管理してきた目録は、パリ原則（1961 年）における目録の機能宣言に対応する概念モデルに基づいている。村上春樹の「ノルウェイの森」に当てはめたものが図 1 である（以下、図は谷口教授の当日配布資料による）。

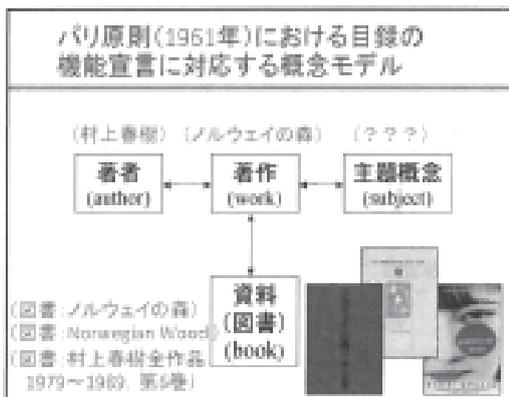


図 1

これに対して、「伝統的な」図書館資料にとどまらない、あらゆる情報資源に対応するための新たな概念モデルが、IFLA が 1998 年に発表した FRBR（書誌レコードの機能要件）である。FRBR に基づいて、同じ「ノルウェイの森」をあらわしたのが、図 2 である。

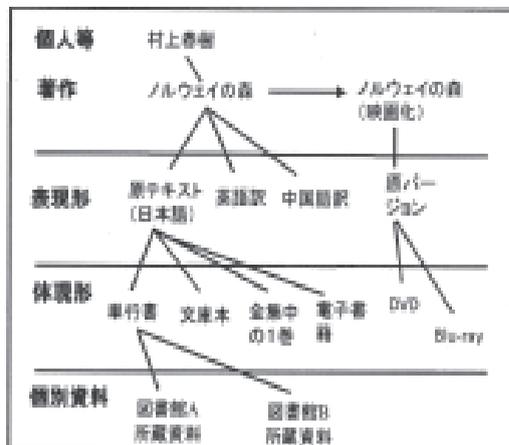


図 2

その後、2017 年には、FRBR、FRAD（典拠データの機能要件）、FRSAD（主題典拠データの機能要件）の三つの統合版として IFLA LRM（Library Reference Model）が発表され、よりコンパクトなモデルとして、汎用性の高いものとなった。

概念モデルが変わったことから、目録規則 AACR2 の後継規則として 2010 年に刊行されたのが、RDA（Resource Description and Access）である。そして日本では、かつての AACR2 日本語版のような、RDA そのものの日本語訳という形をとらず、日本目録規則（NCR）改訂作業が進められ、2018 年 3 月に予備版が公開され、同 12 月に冊子体の NCR2018 年版が刊行された。様々なケースに対応できるものだが、同時に選択肢がたくさんあり、採用機関ごとに、どのルールをとるかを決めた適用細則が必要となる。ただし、むやみに、個別の機関で決めて行くと、国内で大きく違うことになるため、統一調整が必要だろう、とのことだった。

以上のように、NCR2018年版が公開され、いよいよ運用が始まる状況の中で、谷口教授からの提言は次の通りである。

RDA/NCR2018に基づくメタデータスキーマは、現時点では適切なスキーマが決まっていないため、RDAのデータ項目を、従来のMARC21データ項目へマッピングして利用することになっている。スキーマはあくまでも記述規則に従属すべきで、RDA/NCR2018が定めるエレメントとその値、エレメント間の関係を適切に表現できるスキーマが必要である。

典拠作業に関しては、重点的に典拠コントロールを適用すべき範囲を決め、NDLだけでなく国内の各機関の連携協力で、増強してゆく必要がある。また、典拠データの活用の一例として、検索システムで、「村上春樹」を検索した場合に、名称典拠で、「何件ヒット」という表示と典拠データリンクを、OPAC検索結果の目立つところに表示するなど、典拠データの有用性をアピールしてはどうか、という提案があった。

今回の講演には、IAML会員のほか、公共図書館職員、書店関係者などの参加もあり、関心の高さを伺わせた。その一方、参加者に大学図書館の現役職員がやや少ないことには、理由があるように思う。目録の実務は業務委託で、大学図書館専任職員が直接かかわることが少なくなってきていることも一因だろう。IAML日本支部で、NCR2018や典拠コントロールについて、研修が実施されることはありがたいが、日本の音楽図書館の大部分を占める「大学の」音楽図書館の現実からかけ離れた理想郷の話に終わっていないか、と気にかかる。

大学図書館の目録業務といえば、まずNACSIS-CAT（目録所在情報サービス）である。2017年から、国立音楽大学がLS/1（音楽図書館業務統合システム。1998年より稼働）を離れて、NACSIS-CAT参加に舵を切った。ほとんどの「音楽大学」図書館が、NII（国立情報学研究所）のNACSIS-CATに参加して、図書、楽譜、雑誌のデータをアップロードして

いる。これによって所在情報サービス、相互協力やILL文献複写等料金相殺サービスを、「低コストで」実現できている。各種図書館システムも、NACSIS-CAT利用を前提に作られている。ここで、音楽図書館にとって、重要なのが今回の講演のテーマとなっている典拠である。

NACSIS-CATにももちろん典拠コントロールの仕組みがあるが、音楽資料を扱うために必要な「統一タイトル」については、音楽図書館に必要な機能、品質が保証されたものとは言えない。では、各音楽大学はどうしているのか。各館が、各館のルールの元で、ローカル書誌に必要な情報を追加したり、統一タイトルの典拠をローカルで充実させたり、自館の図書館システムをカスタマイズして補っている。20の音楽図書館があれば、20通りの対応が行われているのである。「共同目録」の時代に逆行している。今はまだ、目録の機械化が始まって以来のベテランスタッフや、その直接指導を受けた中堅スタッフが対応し、各館の努力で維持出来ている。しかし、この先少子化がすすみ、大学予算、図書館予算に影響が出てくるだろう。専門スタッフの高齢化が進み、後継者育成に影響がでてきたときに、この「各館の努力」が維持できるのか。

日本の音楽図書館は、1990年代に音楽図書館業務統合システム（LS/1）の共同利用をめざしたことがあったが、「共同」は成功しなかった[注]。しかし、当時とは様々な前提条件が変わってきている。NACSIS-CATは、2020年以降、CAT2020に軽量化、合理化される。大学図書館として必須のCAT2020の利用を維持しつつ、音楽作品の典拠コントロールを共同で行う方法を考える段階に来ているのではないだろうか。

注

音楽図書館協議会40年史編集委員会編、『日本の音楽図書館』音楽図書館協議会、2019、p.79-81.

（のぶとき ゆうこ）



プラハ国際大会および大会初参加者のための補助金

2020 年 IAML 国際大会は、7 月 19 日(日)～24 日(金)にチェコプラハ市で開催されます。今大会では、支部長伊東辰彦氏と那須聡子氏の研究発表が予定されています。

これに合わせて日本支部では、国際大会にはじめて参加する個人会員(図書館等職員並びに非常勤講師等の研究者)および団体会員の各機関所属メンバーに対し、補助金制度を設けており、現在募集中です。応募締切は 4 月 30 日。詳細は、支部まで電子メール(iamljp@j07.itscom.net)でお問合せください。

NCR2018 適用細則(案)等の公開

国立国会図書館が、2021 年 1 月からの適用開始を目指している NCR2018 の適用細則や関連する基準等を作成中です。同規則適用開始に伴う JAPAN/MARC マニュアル・フォーマットの変更についても情報が提供されています。(https://www.ndl.go.jp/jp/data/ncr/index.html)

「IFLA 図書館参照モデル：書誌情報の概念モデル」刊行

Pat Riva, Patrick Le Bœuf, Maja Žumer 著.

訳者代表 和中幹雄, 古川肇(樹村房, 2019 年 12 月 16 日)

ISBN: 978-4-88367-330-8

(http://www.jusonbo.co.jp/books/237_index_detail.php)

書誌データを対象とする FRBR, 典拠データを対象とする FRAD, 主題典拠データを対象とする FRSAD という三つの概念モデルを統合して作成された、書誌情報全般に関わる概念モデル IFLA Library Reference Model (LRM) の全訳です。

音楽史講座ご案内

・仙台バッハゼミナール主催特別講座「多声曲って何?—ルターからバッハまでの教会音楽から感じる多声曲の魅力」

講師 宮崎晴代氏

(仙台市 N-oval 音楽サロン(2 月 23 日) <https://blog.goo.ne.jp/sendai-bach-seminar/c/d90d827c652b288cbec2d14fe2b80174>)

・音楽樹主催『春のアトリエ 2020』「体感! 実践的西洋音楽史」

講師 宮崎晴代氏

(千葉県南房総市いとう Ryo(3 月 3～5 日) <http://www.ongakuju.com/atelier/home/menu/>)

・ICU 生涯学習講座「バッハの『ミサ曲口短調』を聴く」

講師 伊東辰彦氏

(国際基督教大学(7 月 1、3、6 日) <https://www.icu.ac.jp/academics/s-service/lifelonglearning/>)

〈Facebook【音楽図書館】グループより〉

国立国会図書館での音楽関係コレクションに関する情報をピックアップしてご紹介します。

・林光コレクション追加公開 (https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2019/200107_01.html)

・音源紹介「『歴史的音源』で聴けるアイヌの芸能について」の提供開始 (https://rekion.dl.ndl.go.jp/ja/ongen_shoukai_16.html?fbclid=IwAR33uc45Y7xCsVpnZTsljs6h-PSTZv4zYEEnrbo-UF1xJB0IU85UXQCpsc)

・歴史的音源のインターネット公開資料追加 (https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2019/191127_01.html?fbclid=IwAR2hHOcN2WoEG8wAi8dYX_cUvLAIrej1ZSFhEojWxXNj80THm4Y_gRnSM)

Newsletter — 国際音楽資料情報協会日本支部
第 68 号

2020 年 1 月 31 日発行

国際音楽資料情報協会 (IAML) 日本支部
〒4801197 愛知県長久手市片平 2-9
愛知淑徳大学人間情報学部伊藤真理研究室気付
<http://www.iaml.jp>